

令和7年度 第2回東峰村地域公共交通活性化協議会

日 時 令和7年12月15日（月）午後3時00分～
場 所 小石原公民館 大会議室

～会次第～

1. 会長あいさつ

2. 報告事項

①BRTの利用状況等について

・九州旅客鉄道 株式会社 筑豊篠栗鉄道事業部 部長 富永哲男 様より報告

②東峰村乗合タクシーの実績報告について

・利用実績について（p 5～ 資料1）

・朝夜便・日中便（非予約型・定時定路線）の通過時刻の調整について

（p 8～ 資料2）

・回数券の販売開始について（p 9～ 資料3）

3. 協議

①自家用有償旅客運送者の更新登録の申請について (p 10～ 資料4)

・更新登録における変更について

・更新登録の申請について

②地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価について

(p 14～ 資料5)

・令和6年度 (R6.10.1～R7.9.30) 事業に係る補助金交付申請中。

→令和8年1月30日までに協議会による評価の協議を行う必要がある。

4. その他

①東峰村シェアサイクル導入実証事業について

実証期間：令和7年9月1日～令和7年12月25日

利用実績：9月－6日、12件 (平日：3日、6件 休日：3日、6件)

10月－7日、24件 (平日3日、7件 休日4日、17件)

11月－7日、13件 (平日3日、6件 休日4日、7件)

②各機関からの報告事項

参考資料

①令和7年9月1日からの乗合タクシー概要 - 広報東峰9月号より抜粋 (p 17～)

②令和6年度事業の計画認定申請書類 (p 19～)

③東峰村地域公共交通活性化協議会設置要綱 (p 29～)

東峰村地域公共交通活性化協議会 委員名簿

区分	所属	役職	氏名	備考（代理出席等）
1 東峰村長又はその指名する者	東峰村	副村長	野口 善規	
2 鉄道事業者	九州旅客鉄道 株式会社 筑豊篠栗鉄道事業部	部長	富永 哲男	
3 一般乗合旅客自動車運送事業者	西鉄バス久留米 株式会社	営業本部長	下川 裕二	梶原 稔 (吉井支社 支社長)
4 一般旅客自動車運送事業者	福岡県朝倉地区タクシー協会	理事	梶原 伯夫	
5 一般旅客自動車運送事業者	合同会社 東峰	代表社員	赤尾 太	
6 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体	福岡県筑後地区タクシー協会	専務理事	國友 真	
7 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	西鉄グループバス労働組合	執行委員長	筱島 健嗣	欠席
8 関係行政機関	国土交通省九州運輸局 福岡運輸支局	支局長	永松 靖二	武末 将児 (係長)
9 関係行政機関	福岡県企画・地域振興部 交通政策課	課長補佐	三重野 直美	欠席
10 関係行政機関	福岡県朝倉県土整備事務所 道路課企画班	地域整備主幹	中島 慎太朗	
11 関係行政機関	朝倉警察署	交通課長	栗山 隆巳	
12 関係行政機関	東峰村議会	議長	伊藤 均	
13 村民又は利用者の代表	東峰村区長会代表	会長	中崎 増男	
14 村民又は利用者の代表	東峰村区長会代表	副会長	柳瀬 圭三	欠席
15 村民又は利用者の代表	タクシー利用者		井上 宗次	
16 村民又は利用者の代表	東峰村社会福祉協議会	会長	岩田 渉	
17 学識経験者	九州産業大学 理工学部 情報科学科	教授	稻永 健太郎	

オブザーバー

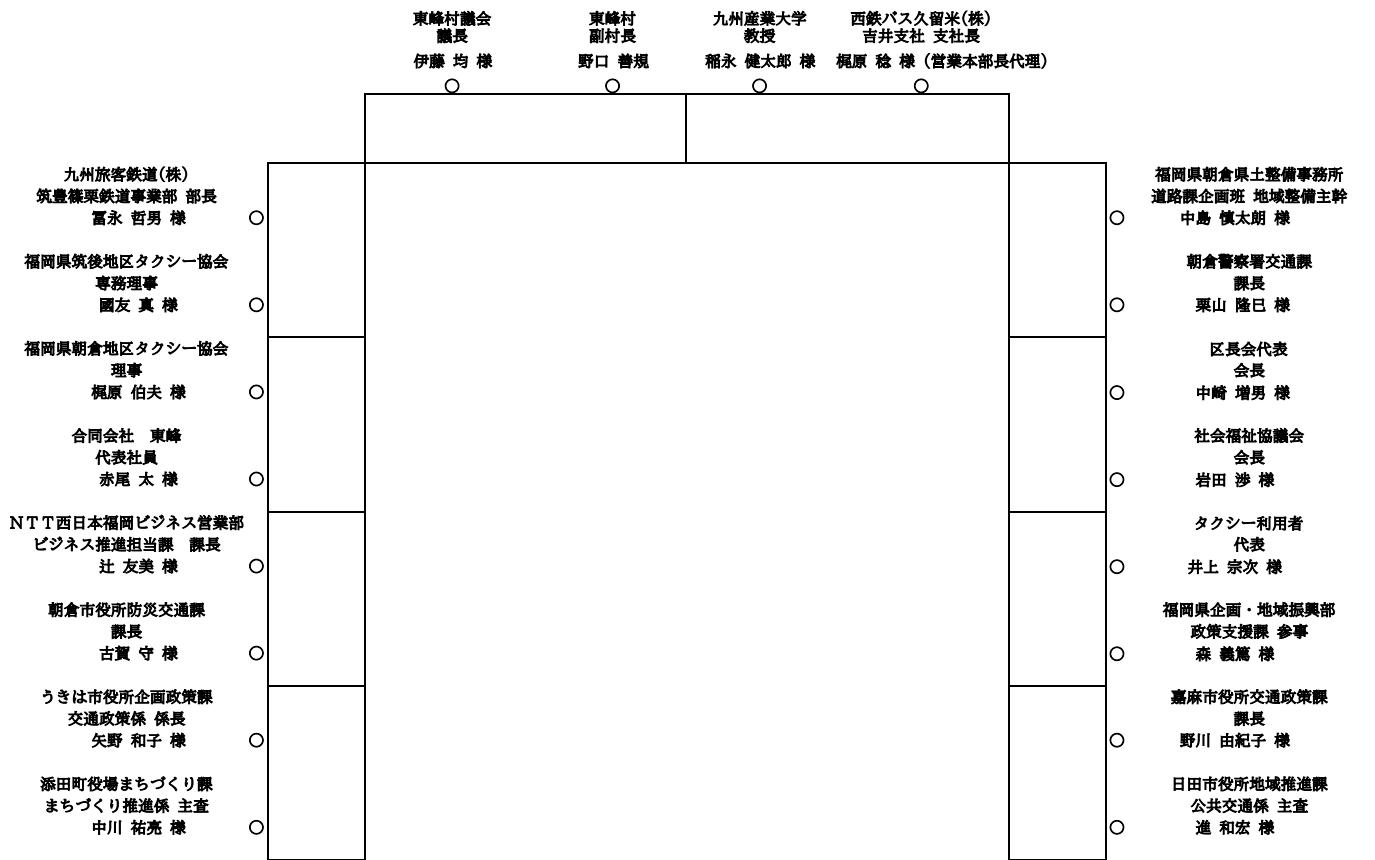
1	福岡県企画・地域振興部 政策支援課 地域政策第4班	参事	森 義篤	
2	NTT西日本福岡ビジネス営業部 ビジネス推進部門 ビジネス推進担当課	課長	辻 友美	
3	朝倉市役所防災交通課 交通対策係	課長	古賀 守	
		係長	矢野 正憲	
4	うきは市役所企画政策課 交通政策係	係長	矢野 和子	
5	添田町役場まちづくり課 まちづくり推進係	主査	中川 祐亮	
6	嘉麻市役所交通政策課 交通政策係	課長	野川 由紀子	
7	日田市役所地域振興課 公共交通係	主査	進 和宏	
8	東峰村役場農林建設課 建設係	課長補佐	古賀 英彦	

事務局

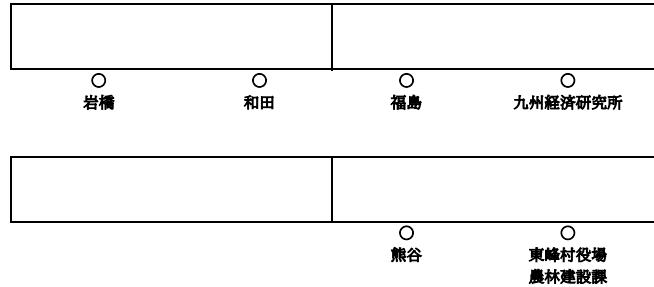
1	東峰村役場ふるさと推進課 地域振興係	課長	岩橋 俊典	
2	東峰村役場ふるさと推進課 地域振興係	課長補佐	和田 熱	
3	東峰村役場ふるさと推進課 地域振興係	係長	熊谷 貴範	
4	東峰村役場ふるさと推進課 地域振興係	主任主事	福島 彰隆	
5	株式会社 九州経済研究所 企画戦略部	研究員	新入 智哉	

東峰村地域公共交通活性化協議会 配席図

- 令和7年12月15日（月）15:00～
- 小石原公民館 大会議室



【事務局：東峰村役場ふるさと推進課】



東峰村乗合タクシーの実績報告について

◆村内便（予約型）の実績

	R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1	R7. 2	R7. 3	R6実績
登録者数（下段：累計）	33 (231)	21 (252)	15 (267)	14 (281)	11 (292)	20 (312)	27 (339)	16 (355)	11 (366)	21 (387)	24 (411)	24 (435)	237 (435)
乗客数	264	267	242	252	177	227	293	321	304	252	275	344	3,218
日当たり乗客数	8.8	8.6	8.1	8.1	5.7	7.6	9.5	10.7	10.9	9.0	9.8	11.1	9.0
日当たり乗客数（平日）	10.8	10.6	9.3	9.2	6.7	9.1	10.1	10.5	10.9	10.9	12.8	12.5	10.2
日当たり乗客数（土曜）	5.3	8.3	8.2	9.8	3.4	9.8	11.8	13.3	11.3	6.8	5.8	11.4	8.7
日当たり乗客数（日曜・祝）	3.2	2.9	3.2	2.2	4.0	2.3	4.6	9.7	3.8	3.4	3.5	6.2	4.1
1利用あたりの乗客数	1.2	1.1	1.1	1.2	1.2	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.4	1.3
ユニークユーザー数（下段：年度単位）	33	46	44	37	36	27	40	39	48	40	45	53	41 (162)
予約件数（※キャンセル件数除く）	217	237	214	206	150	166	214	229	243	193	232	251	2,552
キャンセル件数	67	40	34	40	43	29	49	18	29	38	31	51	469
キャンセル率（%）	23.6	14.4	13.7	16.3	22.3	14.9	18.6	7.3	10.7	16.5	11.8	16.9	15.5

R6. 4 - R6. 11
157
2,043
8.4
9.5
8.7
4.0
1.3
117
1,633
320
16.4

	R7. 4	R7. 5	R7. 6	R7. 7	R7. 8	R7. 9	R7. 10	R7. 11	R7. 12	R8. 1	R8. 2	R8. 3	R7実績
登録者数（下段：累計）	25 (460)	25 (485)	9 (494)	13 (507)	17 (524)	11 (535)	15 (550)	15 (565)					130 (565)
乗客数	327	279	257	282	240	301	344	355					2,385
日当たり乗客数	10.9	9.0	8.6	9.1	7.7	10.0	11.1	11.8					9.8
日当たり乗客数（平日）	11.0	11.5	9.9	11.1	10.2	11.3	13.9	13.8					11.5
日当たり乗客数（土曜）	16.3	7.8	7.3	6.3	5.2	9.8	6.8	11.4					8.8
日当たり乗客数（日曜・祝）	6.2	2.7	4.0	2.6	1.8	6.0	2.4	7.1					4.2
1利用あたりの乗客数	1.4	1.2	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.3					1.2
ユニークユーザー数（下段：年度単位）	42	46	46	42	47	41	47	53					46 (177)
予約件数（※キャンセル件数除く）	239	234	226	250	219	253	284	282					1,987
キャンセル件数	38	39	25	39	43	29	24	37					274
キャンセル率（%）	13.7	14.3	10.0	13.5	16.4	10.3	7.8	11.6					12.1

R7. 4 - R7. 11	差・伸び率
130	-27
2,385	342
9.8	1.4
11.5	2.0
8.8	0.1
4.2	0.2
1.2	-0.1
177	60
1,987	354
274	-46
12.1	-4.3

・登録者数の村内者と村外者の内訳は、村内居住者327人（57.2%）、村外居住者245人（42.8%）。

・4月から11月の総乗客数を比較すると1.17倍と利用者は増加。（最も増加率が大きい月は8月で1.36倍）

・1利用あたりの乗客数（乗客数/予約件数）は-0.1減少しているが、ユニークユーザー数が60人増加していることが総乗客数の増加に関連していると考えられる。

◆朝夜便（非予約型・定時定路線）の実績

	R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1	R7. 2	R7. 3	R6実績
乗客数							11	40	37	35	21	26	170
乗客数（朝便）							5	23	19	20	11	15	93
乗客数（夜便）							6	17	18	15	10	11	77
日当たり乗客数							0.5	2.0	1.7	1.8	1.2	1.3	0.7

	R7. 4	R7. 5	R7. 6	R7. 7	R7. 8	R7. 9	R7. 10	R7. 11	R7. 12	R8. 1	R8. 2	R8. 3	R7実績
乗客数	51	58	54	58	46	70	64	63					464
乗客数（朝便）	30	33	33	35	22	44	37	37					271
乗客数（夜便）	21	25	21	23	24	26	27	26					193
日当たり乗客数	2.4	2.9	2.6	2.6	2.3	3.5	2.9	3.5					2.8

- ・R6. 10月5日から西鉄バス浮羽支線減便に伴い、10月7日より平日のみ運行を開始。
- ・R7. 4月1日から、通学者用の定期券を導入し、4月以降は通学への利用者が増加。（定期券申請者3名）
- ・1便あたりの最大利用者数は4名。

◆日中便（非予約型・定時定路線）の実績

	R7. 4	R7. 5	R7. 6	R7. 7	R7. 8	R7. 9	R7. 10	R7. 11	R7. 12	R8. 1	R8. 2	R8. 3	R7実績
乗客数	142	127	144	139	130	167	189	185					1,223
乗客数（1便）	54	67	60	70	42	64	72	64					493
乗客数（2便）	27	15	25	26	33	29	35	48					238
乗客数（3便）	11	10	6	10	14	13	25	23					112
乗客数（4便）	14	16	23	8	12	16	15	13					117
乗客数（5便）	15	7	16	10	12	20	14	24					118
乗客数（6便）	21	12	14	15	17	25	28	13					145
日当たり乗客数	4.7	4.1	4.8	4.5	4.2	5.6	6.1	6.2					5.0
日当たり乗客数（平日）	5.9	5.5	5.8	5.6	5.0	6.8	7.6	7.1					6.1
日当たり乗客数（土曜）	1.8	3.8	1.3	2.8	2.6	4.3	3.5	5.6					3.2
日当たり乗客数（日曜・祝）	2.4	0.4	3.4	0.8	3.0	2.3	1.6	4.1					2.3

- ・R7. 4月1日から西鉄バス浮羽支線廃線に伴い、朝夜便に加えて運行を開始。（土日祝も運行）
- ・1便は通学への利用が多い。便による利用者数の差はあるが、全く利用されない便は無し。
- ・1便あたりの最大利用者数は6名。（定員超過により乗車できなかった便あり。[1回/11月]）

◆登録者数の年代別割合(R6. 4. 1～R7. 3. 31) ※村内便予約型利用時の登録が必要

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
登録者数	8	9	18	20	33	36	21	41	40	11	237
割合 (%)	3.4	3.8	7.6	8.4	13.9	15.2	8.9	17.3	16.9	4.6	100.0

◆登録者数の年代別割合(R7. 4. 1～R7. 11. 30) ※村内便予約型利用時の登録が必要

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
登録者数	5	1	16	21	21	18	20	15	12	1	130
割合 (%)	3.8	0.8	12.3	16.2	16.2	13.8	15.4	11.5	9.2	0.8	100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

- ・70代以上の登録者数が減少している。

◆乗客数の年代別割合(R6. 4. 1～R7. 3. 31) ※村内便のみ

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
乗客数	5	18	49	21	103	30	107	513	1,424	921	3,191
割合 (%)	0.2	0.6	1.5	0.7	3.2	0.9	3.4	16.1	44.6	28.9	100.0

◆乗客数の年代別割合(R7. 4. 1～R7. 11. 30) ※村内便のみ

	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
乗客数	6	23	34	22	58	45	40	410	941	836	2,415
割合 (%)	0.2	1.0	1.4	0.9	2.4	1.9	1.7	17.0	39.0	34.6	100.0

※乗客数はAIによる集計値のため、実績値と一致しない場合がある。割合計は端数処理の関係で一致しない場合がある。

- ・AIで計測ができる村内便のみ掲載。朝夜便と日中便の乗客数は非予約型のため未計測。
- ・昨年度より70代から90代以上の利用で全体の90%程度を占めていることに変動なし。

◆予約方法の内訳(R6. 4. 1～R7. 3. 31)

	電話予約	LINE	アプリ	Web	合計
件数	2,327	111	111	3	2,552
割合 (%)	91.2	4.3	4.3	0.1	100.0

◆予約方法の内訳(R7. 4. 1～R7. 11. 30)

	電話予約	LINE	アプリ	Web	合計
件数	1,790	96	101	0	1,987
割合 (%)	90.1	4.8	5.1	0.0	100.0

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

- ・電話予約の割合が9割以上を占めており、高齢者の利用割合とほぼ同じ割合である。

朝夜便・日中便（非予約型・定時定路線）の通過時刻の調整について

乗合タクシー杷木便の通過時刻表（冬時刻 R7.12.1～R8.3.31）

小石原庁舎発 → 宝珠山駅経由 → 杷木バス停行													
朝便	小石原	釜床	つづみ	塔の元	いづみ館	西念寺前	公東民福館井	宝珠山駅	公東民福館井	西念寺前	いづみ館	塔の元	杷木
	6:05	6:08	6:12	6:14	6:17	6:19	6:19	6:20 6:25	6:26	6:26	6:28	6:31	6:43

杷木便ご利用の方はマグネット（赤色）が目印！
マグネットが貼られた車両を見つけたら
①物陰に隠れず
②国県道沿いの、安全な場所で
③運転手に分かるように手を挙げてね！



のるーと東峰
杷木便

小石原庁舎発 → いづみ館経由 → 朝倉市商工会駐車場行													
1便	小石原	釜床	鶴	黒谷	蔵貫	つづみ	東	塔の元	屋敷	いづみ館	屋敷	塔の元	杷木
	8:30	8:33	8:34	8:35	8:35	8:37	8:38	8:39	8:40	8:42	8:44	8:45	8:57

朝倉市商工会駐車場発 → 宝珠山ルート → 朝倉市商工会駐車場行																													
2便	杷木	塔の元	屋敷	いづみ館	西念寺前	公東民福館井	宝珠山駅	公東民福館井	西念寺前	中格納馬場	ほうしゆ	岩屋駅	交流棚田	交流館	岩屋駅	ほう格納馬場	中格納馬場	西念寺前	公東民福館井	宝珠山駅	公東民福館井	西念寺前	いづみ館	屋敷	塔の元	杷木			
	9:10	9:22	9:23	9:25	9:27	9:27	9:28	9:29	9:29	9:32	9:33	9:35	9:37	9:39		9:55	9:57	9:59	10:01	10:02	10:05	10:05	10:06	10:07	10:07	10:09	10:11	10:12	10:24

朝倉市商工会駐車場発 → 小石原ルート → 朝倉市商工会駐車場行																									
3便	杷木	塔の元	東	つづみ	蔵貫	黒谷	鶴	釜床	小石原	小石原	釜床	鶴	黒谷	蔵貫	つづみ	東	塔の元	杷木							
	11:00	11:12	11:13	11:14	11:16	11:16	11:17	11:17	11:18	11:21		13:00	13:03	13:04	13:05	13:05	13:07	13:08	13:09	13:21					

朝倉市商工会駐車場発 → 宝珠山ルート → 朝倉市商工会駐車場行																													
4便	杷木	塔の元	屋敷	いづみ館	西念寺前	公東民福館井	宝珠山駅	公東民福館井	西念寺前	中格納馬場	ほうしゆ	岩屋駅	交流棚田	交流館	岩屋駅	ほう格納馬場	中格納馬場	西念寺前	公東民福館井	宝珠山駅	公東民福館井	西念寺前	いづみ館	屋敷	塔の元	杷木			
	13:50	14:02	14:03	14:05	14:07	14:07	14:08	14:09	14:09	14:12	14:13	14:15	14:17	14:19		14:35	14:37	14:39	14:41	14:42	14:45	14:45	14:46	14:47	14:47	14:49	14:51	14:52	15:04

朝倉市商工会駐車場発 → 大行司駅経由・小石原ルート → 朝倉市商工会駐車場行																											
5便	杷木	塔の元	屋敷	いづみ館	大行司駅	いづみ館	屋敷	塔の元	東	つづみ	蔵貫	黒谷	鶴	釜床	小石原	小石原	釜床	鶴	黒谷	蔵貫	つづみ	東	塔の元	杷木			
	15:40	15:52	15:53	15:55	15:56	15:57	15:59	16:00	16:01	16:02	16:04	16:04	16:05	16:06	16:09		16:30	16:33	16:34	16:35	16:37	16:38	16:39	16:51			

朝倉市商工会駐車場発 → 宝珠山駅経由 → 棚田交流館行																										
6便	杷木	塔の元	屋敷	いづみ館	西念寺前	公東民福館井	宝珠山駅	公東民福館井	西念寺前	いづみ館	屋敷	塔の元	東	つづみ	蔵貫	黒谷	鶴	釜床	小石原							
	17:15	17:27	17:28	17:30	17:32	17:32	17:33	17:40	17:41	17:41	17:43	17:45	17:46	17:47	17:48	17:50	17:50	17:51	17:52	17:55						

※BRTと接続のため6便の宝珠山駅は17:40に出発します

杷木バス停発 → 宝珠山駅経由 →													

回数券の販売開始について

(表面)

東峰村乗合タクシー（のるーと東峰）

回数乗車券 150円

- ・全便（村内、朝夜、日中）で使用できます。
 - ・一回のお支払いでの複数枚使用できます。
 - ・再発行は出来ません。大切に保管ください。

1-1 東峰村地域公共交通活性化協議会



(裏面)

電話予約：090-1038-4785

受付時間：平日のみ 9:00～17:00

- ・お支払いは、乗車時に前払いでお願いします。
 - ・交通状況等により到着が遅れる場合があります。
 - ・大雨や大雪等により急遽運休とする場合があります。
 - ・村内在住 65 歳以上の方はシニアカードをご利用できます。

お問い合わせ（事務局）：東峰村役場ふるさと推進課

自家用有償旅客運送者の更新登録の申請について

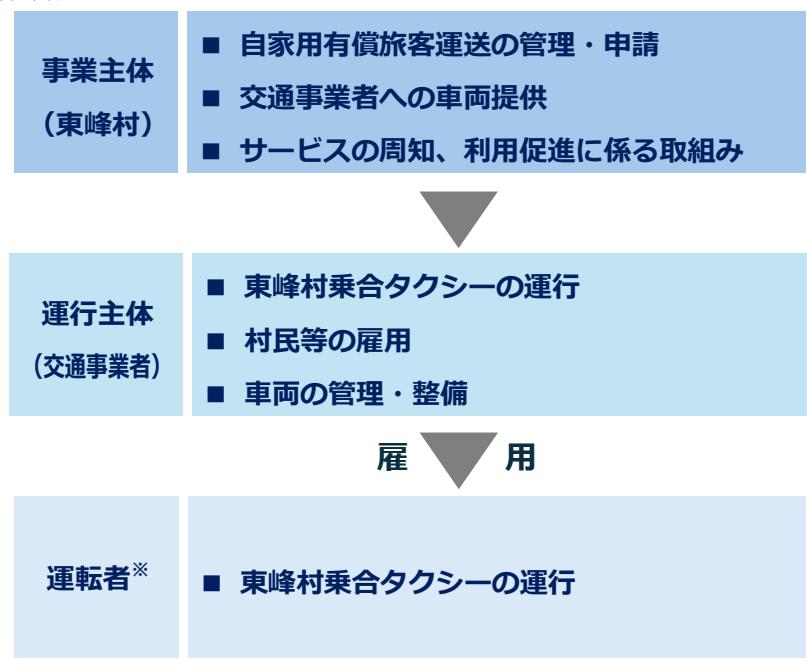
交通空白地有償運送の更新登録における変更について

①背景と目的

本村では自家用有償旅客運送の登録を受け、地域内の交通事業者2社の協力のもと東峰村乗合タクシー（のるーと東峰）の運行を行い、住民及び観光客の交通の維持・確保を行っています。この協力をいただいている交通事業者への委託内容は、運転業務のほか、運行管理や整備管理といった交通事業者がもつノウハウを活用した内容です。

現在の本村における自家用有償旅客運送の登録有効期間は令和8年3月5日であるため、更新登録が必要です。この更新登録の申請の際に、現状の実施体制と合わせた「事業者協力型自家用有償旅客運送」として登録申請を行うことで今後の事務効率化を図り、住民サービスへのリソース確保を目指します。

②現在の事業実施体制図



③参考_事業者協力型自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）概要（一部抜粋）

・制度のねらい

利用者はより安心、安全なサービスを受けることが可能となり、事業主体は 業務負担の軽減やタクシー事業者の運行ノウハウの活用、運行主体は委託費の確保等が期待される。

・事業者の協力方法

タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理又は運送手配サービス。

・登録の有効期間

一定要件を満たす場合の登録有効期間は5年。

令和●年●月●●日

九州運輸局 福岡運輸支局長 殿

名 称 東峰村
 住 所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425 番地
 代表者の氏名 東峰村長 真田 秀樹

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称：東峰村
 住 所：福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425 番地
 代表者の氏名：東峰村長 真田 秀樹

2. 登録番号

九福交第三号

3. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

4. 路線又は運送の区域

区域	備考
福岡県朝倉郡東峰村（全域）及び福岡県朝倉市杷木地区（杷木バス停及び杷木バス停前に限る）、大分県日田市大鶴地区（井上鶴川堂に限る）	—

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
小石原観光タクシー株式会社	福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2456 番地 6
合同会社東峰	福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6408 番地 3

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス	普通自動車(軽)	合計
小石原観光タクシー株式会社	保有		2 (0)	2
	持込	※	()	※
	合計		2 (0)	2

事務所の名称	保有区分	バス	普通自動車(軽)	合計
合同会社東峰	保有		2 (0)	2
	持込	※	()	※
	合計		2 (0)	2

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

住民及び観光客

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

(1) 村内区間

区分	運賃
中学生以上	300 円
小学生	150 円
保護者同伴の未就学児	無料
村内在住の 65 歳以上の高齢者	150 円
障害者手帳の所持者	150 円
障害者手帳所持者の介助者	無料

(2) 塔の元から杷木区間

区分	運賃
中学生以上	300 円
小学生	150 円
保護者同伴の未就学児	無料
村内在住の 65 歳以上の高齢者	150 円
障害者手帳の所持者	150 円
障害者手帳所持者の介助者	無料

例) 「中学生以上」の運賃の考え方

- 乗降のいずれも村内間でした場合 : 300 円
- 乗降のいずれかを村外 (杷木) でした場合 : 600 円

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

名 称 : 小石原観光タクシー株式会社

住 所 : 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓 2456 番地 6

名 称 : 合同会社東峰

住 所 : 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 6408 番地 3

10. 添付書類

- (1) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (2) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (3) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (4) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (5) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (6) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (7) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (8) 登録証

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の事業評価について

7 東ふ第182号

令和7年1月 日

九州運輸局長 殿

住所 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地
協議会名 東峰村地域公共交通活性化協議会
代表者名 会長 野口 善規

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の提出について

令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に伴う事業評価を行いましたので、別添のとおり報告します。

担当部署: 東峰村役場ふるさと推進課
担当者名: 福島 彰隆
連絡先: 0946-72-2312
E-mail: furusui@vill.toho.fukuoka.jp

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名： 東峰村地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 地域内ファーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
東峰村乗合タクシー	運行区域 ・東峰村村内全域 ・朝倉市杷木地区 ・大分県日田市大鶴地区	東峰村村内全域及び大分県日田市大鶴地区においては、年末年始を除き、8時30分から17時でAIオンデマンド運行を実施。予約は電話もしくは村公式LINE・専用アプリから可能。朝倉市杷木地区においては、廃線どなつた路線バスの代替として、朝便、日中便、夜便の3つの時間帯で村内のみ乗降可能な予約不要の路線型として運行を実施。朝便及び夜便は平日のみ、日中便は年末年始を除き運行を実施。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 4,830人/年 (当初目標 3,650人) ・収支率 3.6% ・財政負担 26,091千円 (当初目標 23,914千円) 	<p>令和6年10月1日時点で1,775人であった人口は1年間で50人減少し、1,725人どぶつた。高齢化率は48.1%から48.6%と増加傾向にあるが、年少人口は減少傾向にある。</p> <p>収支率の改善には、利用者が増やすことが必要と思われるが、通学での利用は、年少人口が減る一方で、進路選択が多様化しており、今後も一定のニーズはあると思われるが、増加は見込みにくい。導入当より70代以上の利用が全体の9割以上を占めており、利用者数は増加傾向に始め録音者数の伸び率は停滞している。</p> <p>今後、免許返納等により移動手段を模索する方や、現時点で事業を認知していない方、また、利用を躊躇している方など、新規利用者を開拓することで、収支率の改善は元より、移動手段の確保・維持することを目指していく。</p>

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名：	東峰村地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	地域内ファイダ一系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目的・必要性 (事業実施の目的・必要性)	<p>本村は、平成17年3月28日に旧小石原村と旧宝珠山村が合併して発足した自治体で、福岡県中央部の東端に位置し、大分県日田市と隣接している。面積は51.97平方キロメートルで、人口は令和7年9月30日時点1,725人、高齢化率は48.6%であり、人口減少・高齢化が顕著である。</p> <p>本村における公共交通網は、村内においては宝珠山地区から福井地区の接続を行い、地域間においては添田町や大分県日田市方面との接続を行う。そして、村民が日常生活を送るうえで必要な近距離の移動を担う公共交通として、令和6年10月から本格運行を開始していく「自家用有償旅客運送(東峰村乗合タクシー)」で構成されている。路線バスも運行していたが、令和7年4月をもって廃線となった。</p> <p>この中でも特に東峰村乗合タクシーの導入に際しては、村民の生活交通を確保するのみではなく、地域間幹線系統であるBRTを起点とした二次交通として位置付け、BRTの支線として公共交通による村内周遊を可能にし、地域交通の全体的な活性化を図ることを目標に掲げている。</p> <p>地域間幹線系統であるBRTと接続するファイダ一系統を組み合わせることで、生活交通ネットワークを構築し、住民及び来村者の移動手段を存続させていく必要がある。</p>

●村内便について

運行日時 8:30 ~ 17:00 (12/29 ~ 1/3 のみ運休)
対象 すべての方が利用できます。 *未就学児のみでの利用はできません。
運行区域 東峰村全域及び井上鶴川堂 ([左ページの緑の範囲内](#))
運賃

- ・中学生以上 300 円
- ・小学生 150 円
- ・保護者同伴の未就学児 無料
- ・村内在住の 65 歳以上の高齢者 150 円
(シニアカードを掲示してください。)
- ・障害者手帳の所持者 150 円
- ・障害者手帳所持者の介助者 無料

利用方法 電話もしくは LINE・アプリから予約してください。

*シニアカードの発行に関しては、ふるさと推進課までお問合せください。

●朝便・夜便について (杷木 [バス停] ~ 東峰村区間)

運行日時 《朝便》小石原庁舎 6:10 発 杷木バス停 6:43 着 (平日のみの運行)
《夜便》杷木バス停 19:15 発 小石原庁舎 19:48 着 (平日のみの運行)
対象 すべての方が利用できます。 *未就学児のみでの利用はできません。
運行区域 小石原庁舎=宝珠山駅=杷木バス停 ([左ページの青の行路](#))
運賃 以下、[村内便](#)を基準とした「中学生以上」の運賃を記載しています。
他の区分に対する割引の適用率は同様となります。

- ・乗降のいずれも村内間でした場合 300 円
- ・乗降のいずれかを村外 (杷木) でした場合 600 円

利用方法 事前予約不要で、[青行路の実線上](#)であれば乗降自由です。(塔の元~杷木バス停は不可)
手を挙げるなど運転手に分かるように乗降の意思をお伝えください。
※村外行路では杷木バス停のみ乗降が可能です。

●日中便について (杷木 [バス停向かい側の商工会駐車場] ~ 東峰村区間)

運行日時 8:30 ~ 17:55 (12/29 ~ 1/3 のみ運休)
対象 すべての方が利用できます。 *未就学児のみでの利用はできません。
運行区域 小石原庁舎=宝珠山駅=棚田交流館=商工会駐車場 ([左ページの赤の行路](#))
運賃 以下、[村内便](#)を基準とした「中学生以上」の運賃を記載しています。
他の区分に対する割引の適用率は同様となります。

- ・乗降のいずれも村内間でした場合 300 円
- ・乗降のいずれかを村外 (杷木) でした場合 600 円

利用方法 事前予約不要で、[赤行路の実線上](#)であれば乗降自由です。
(塔の元~朝倉市商工会駐車場は不可)
手を挙げるなど運転手に分かるように乗降の意思をお伝えください。
※村外行路では朝倉市商工会駐車場のみ乗降が可能です。

令和6年度事業 (R6. 10. 1～R7. 9. 30) 計画認定申請書類

令和6年12月25日

(名称) 東峰村地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本村における公共交通網は、村内においては宝珠山地区から福井地区の接続を担い、地域間においては添田町や大分県日田市方面との接続を担う「日田彦山線 BRT ひこぼしライン」と、村内において小石原地区から小石原鼓地区、福井地区の接続を担い、地域間においては朝倉市方面との接続を担う「路線バス（杷木 - 小石原線）」といった2つの地域間幹線系統と、地域内フィーダー系統としての機能を持つ「タクシー」にて構成されている。

村民が日常生活を送るうえで必要な近距離の移動を担う公共交通が十分に整備されていない状況に対し、令和5年8月より「自家用有償旅客運送（東峰村乗合タクシー）」の実証運行を行い、令和6年10月に本格運行開始予定である。東峰村乗合タクシーは車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として重宝されている。

加えて、村内において小石原地区から小石原鼓地区、福井地区の接続を担っていた路線バスが令和6年10月より減便、令和7年3末の廃線を表明しており、通院や買い物といった生活に不可欠な村民の移動手段を確保・維持することが喫緊の課題となっている。

東峰村乗合タクシーは、村民の生活交通を確保するのみでなく、地域間幹線系統であるBRTを起点とした二次交通として位置付け、公共交通による村内周遊を可能にし、地域間幹線系統であるBRTの支線として効果的に連動し、地域交通の全体的な活性化を図ることも目指しているが、自治体の運営努力だけでは自家用有償旅客運送の維持は難しい状況である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、自家用有償旅客運送（東峰村乗合タクシー）の運行を確保・維持することで、村民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

本村の地域交通において重要な役割を担う東峰村乗合タクシーの安定した運行体制を構築することにより、すべての人にとって使いやすい地域交通を形成し、地域の未来を守る公共交通体制を構築する。

東峰村公共交通計画 基本方針 I すべての人にとって使いやすい地域交通の形成
東峰村公共交通計画 基本方針 II 地域の未来を守る公共交通体制の構築

■東峰村乗合タクシーの利用者数

現状値：なし 目標値（R7）：3,650人/年 ※R9年度目標の50%

■東峰村乗合タクシーの収支率

現状値：なし 目標値（R7）：7.0%

■東峰村乗合タクシーの運行における財政負担

現状値：なし 目標値（R7）：23,914千円

（東峰村地域公共交通計画 P91、P93より）

(2) 事業の効果

自家用有償旅客運送による東峰村乗合タクシーを新たに導入し村民の生活手段を維持することに加え、BRTとの接続を確保することで地域交通全体の利便性向上及び利用者数の増加、収支率の向上が期待される。

なお、新たなサービスの導入により本村の財政負担額は一時的に増加するが、東峰村乗合タクシーの運行を踏まえた既存の交通体系の見直し（いずみ館送迎車両の廃止等）により、利便性を確保しながら財政負担の縮小にもつながる。

（東峰村地域公共交通計画 P74～P78より）

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

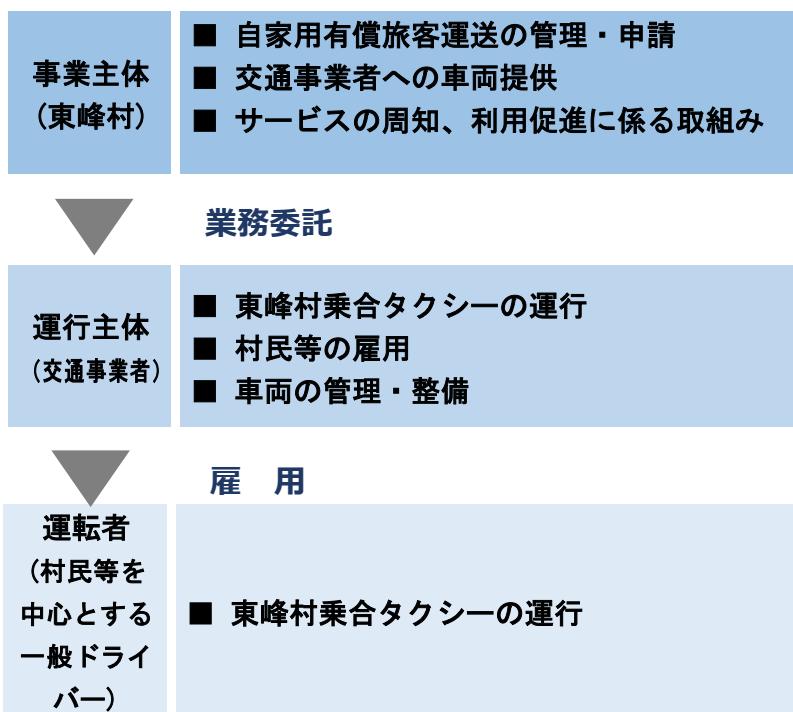
【事業】事業内容自家用有償旅客運送の導入

利用者の希望に応じて自由な経路、ダイヤで運行する「東峰村乗合タクシー*」を新たに導入する。東峰村乗合タクシーの運行にあたっては自家用有償旅客運送（事業者協力型）の制度を活用し、村、交通事業者、村民等が一体となって本村の公共交通の利便性を確保する体制を構築する。

*令和5年度12月時点で実証実験として運行中

【実施主体（及び実施体制）】

本村を主体とした自家用有償旅客運送を導入し、地元の交通事業者及び村民等の協力により東峰村乗合タクシーを運行する。



参考) 東峰村乗合タクシーの運行概要

利用者の希望に応じた自由経路・自由ダイヤ型の区域運行を行い、運行エリアは東峰村全域とする。

運行日時：午前8時30分～午後5時00分

※12月29日～1月3日を除き、原則として毎日運行

運行方式：自家用有償旅客運送による自由経路・自由ダイヤ型の区域運行

運行区域：東峰村全域、朝倉市・日田市へ一部区間

自家用有償旅客運送の主体：東峰村

運送の種別：交通空白地有償運送

運送しようとする旅客の範囲：地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

補助対象経費から国庫補助額を差し引いた額は、予算の範囲内で東峰村が負担するものとする。東峰村乗合タクシーについては朝倉市の一部、日田市の一一部へ乗り入れている区域があるが、両市は当該区域に係る費用負担を行っていないため、両市の地域公共交通計画には補助対象系統として位置づけられていない。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

目標・効果の評価手法

目標	評価手法
東峰村乗合タクシーの利用者数	村で把握する運行実績をもとに評価を行う。
東峰村乗合タクシーの収支率	運賃収入を運行経費で除することにより収支率を算出し評価を行う。
東峰村乗合タクシーの運行における財政負担	村の財政負担額による評価を行う

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

（1）東峰村地域公共交通活性化協議会開催状況

令和4年7月14日（木）

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・東峰村地域公共交通計画策定について

令和4年10月27日（木）

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・東峰村地域公共交通計画策定について

- ・実証実験について

令和5年2月13日（月）から2月26日（日）

東峰村地域公共交通計画（案）に対するパブリックコメント募集

令和5年3月2日（木）

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・東峰村地域公共交通計画（案）承認について

- ・乗合タクシー実証実験の結果について

令和5年6月8日（木）

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・自家用有償旅客運送（乗合タクシー）の導入について

令和5年10月17日（火）

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・乗合タクシーの状況報告について

- ・東峰村地域公共交通計画の見直しについて

- ・東峰村地域公共交通利便増進実施計画の策定について

令和6年2月20日（火）

東峰村地域公共交通活性化協議会の開催

- ・乗合タクシーの運賃について

- ・西鉄バス浮羽支線の廃線について

- ・東峰村地域公共交通計画等の見直しについて

令和6年6月20日（木）

東峰村地域公共交通活性化協議会（書面開催）

- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の申請について

《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金》

令和6年7月30日（火）

東峰村地域公共交通活性化協議会にて以下の協議・承認

- ・乗合タクシーの朝倉市杷木乗り入れについて

令和6年12月25日（水）

東峰村地域公共交通活性化協議会にて以下の協議・承認

- ・乗合タクシーの大分県日田市までの乗り入れについて

- ・令和7年度地域公共交通確保維持改善事業の変更申請について

その後も隨時開催予定

19. 利用者等の意見の反映状況

①路線バスの乗降調査

東峰村の路線バスについて乗降調査を実施することで、バスの利用状況や移動の様子を把握し、公共交通に関する課題や潜在的なニーズを抽出・整理した。

調査期間：第1回 2021年11月18日（木）～2021年11月21日（日）

第2回 2022年07月11日（月）～2022年07月17日（日）

対象路線：西鉄バス 小石原 - 柏木区間

調査方法：対象区間における調査員の乗り込み調査

②村民へのアンケート調査

村民に対しアンケート調査を行うことで、移動ニーズやバスの利用実態、バスに対する要望や意見等を把握し、バスへの課題や潜在的なニーズを抽出・整理した。

調査期間：2021年12月～2022年1月

対象者：東峰村の住民 684名（回答者 261名・回収率 38.2%）

調査方法：村民全戸への配布、郵送での回収。

調査項目：

- ・外出の目的、外出の際の移動手段
- ・通院について（通院施設・移動手段）
- ・買い物について（利用施設・移動手段）
- ・通勤通学について（通勤通学先・移動手段）
- ・この1年間に利用した公共交通機関
- ・公共交通機関を利用しない理由
- ・公共交通（コミュニティバス・乗合タクシー）の評価 等

上記の調査により、始点から終点まで1人も乗車しない「空バス」が発生していることや、運転免許証について2割以上が持っていない（返納した）こと、車やバイクの所有について2割以上が自分自身の車やバイクを持っていないことを把握したため、本村の地域公共交通計画策定の方向性の1つに「人材不足や利用者の減少等、公共交通を取りまく環境がより一層厳しくなることを想定し、安定した地域交通運営に向けて現段階から長期目線での対策を講じる」ことを設定した。

（東峰村地域公共交通計画 P34～39、P43～63より）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）	福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425
（所 属）	東峰村地域公共交通活性化協議会
（氏 名）	事務局 福島 彰隆
（電 話）	0946-72-2312
（e-mail）	furusui@vill.toho.fukuoka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によ
らなくとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続
実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画
△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.に
ついては、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定
める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合
性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議
が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通運送予定者(地域内ファイダ一系統)

九

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位第2位以下切り捨てまで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう一方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特別措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内マイダース系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域幹線系統等」接続の確保については、地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特別措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	東峰村
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	1,899
交通不便地域等	1,899

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
1,899人	全域	過疎法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
東峰村地域公共交通計画	令和6年2月	-
東峰村地域公共交通利便増進実施計画	令和6年2月	-

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2. (1)(11))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ②(2))に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

東峰村地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和4年7月8日
告示第25号

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）第6条第1項、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。）の規定に基づき、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進し、地域の実情に応じた旅客輸送の確保等について協議を行うため、東峰村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化再生法第5条に規定される地域公共交通計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること
- (3) 地域公共交通計画に定められた事業に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公共交通の活性化に必要なこと
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から收受する対価に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること

(組織)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 東峰村長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 村民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者
- (9) 公安委員会又は交通管理者
- (10) 学識経験者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

2 会長は、第4条第1号に規定する委員をもって充てる。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

4 監事は、委員の中から会長が指名する。

5 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、協議会の会計監査を行う。

4 監事は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(協議会の運営)

第8条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

5 前項の書面は、会議の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(書面による決議)

第9条 協議会は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 協議会に提案され、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更

(2) 至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない事項

(3) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第 10 条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、ふるさと推進課において処理する。

(経費及び財務)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金、その他収入をもって充てるものとする。

- 2 協議会の開催に係る経費は、東峰村において負担する。
- 3 その他協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

付 則

この告示は、令和 4 年 7 月 14 日から施行する。